

別添 1 (国立試験研究機関等・共同研究・法人)

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号 (平成15年6月17日官報第3629号)

租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第 20 条第 1 3 項第 1 号又は第 22 条の 23 第 1 3 項第 1 号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第 3 条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

(認定申請書の提出)

第 1 条 研究交流促進法 (昭和61年法律第57号) 第 2 条第 2 項に規定する試験研究機関等 (以下「試験研究機関等」という。) と共同して行う試験研究 (以下「共同試験研究」という。) に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法 (昭和40年法律第34号) 第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人 (以下「法人等」と総称する。) は、様式による認定申請書 2 通を租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) 第 20 条第 1 3 項第 1 号又は第 22 条の 23 第 1 3 項第 1 号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第 3 条の行政機関に置かれる地方支分部局の長 (以下「試験研究機関等の長等」という。) に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書 1 通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

一 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額 (その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額) の積算内訳を記載した書類

二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

三 当該申請に係る共同研究の契約又は協定 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第 27 条の 4 第 1 1 項第 1 号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。) の書類の写し

3 第 1 項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。以下「法」という。) 第 42 条の 4 第 3 項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第 68 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 1 月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第 2 条 試験研究機関等の長等は、前条第 1 項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書 1 通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第 3 条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第 1 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第 4 条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第 2 条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

(認定の取消し)

第 5 条 試験研究機関等の長等は、第 2 条の認定書の交付を受けた法人等が第 1 条の規定による申請若しくは第 3 条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めすることができる。

様式 (第 1 条関係)

特別共同試験研究認定申請書 (共同試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名

㊟

国の試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第 2 7 条の 4 第 1 9 項第 1 号又は第 3 9 条の 3 9 第 2 3 項に掲げる試験研究であること及び租税特別措置法施行規則第 2 0 条第 1 3 項第 1 号又は第 2 2 条の 2 3 第 1 3 項第 1 号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同して試験研究を行った試験研究所等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第 4 2 条の 4 第 3 項の規定の適用を受けようとする事業年度又は第 6 8 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 2 0 条第 1 3 項第 1 号又は第 2 2 条の 2 3 第 1 3 項第 1 号の規定により、認定します。

記 名 押 印

(備考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 . 印のある欄は、記入しないこと。

別添 2 (国立試験研究機関等・共同研究・個人)

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 2 号 (平成15年6月17日官報第3629号)

租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 7 項第 1 号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第 3 条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

(認定申請書の提出)

第 1 条 研究交流促進法 (昭和61年法律第57号) 第 2 条第 2 項に規定する試験研究機関等 (以下「試験研究機関等」という。) と共同して行う試験研究 (以下「共同試験研究」という。) に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、様式による認定申請書 2 通を租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) 第 5 条の 6 第 7 項第 1 号の規定するところにより、試験研究機関の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第 3 条の行政機関に置かれる地方支分部局の長 (以下「試験研究機関等の長等」という。) に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書 1 通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

一 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人の当該事業所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額 (その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額) の積算内訳を記載した書類

二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

三 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第 5 条の 3 第 1 4 項第 1 号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。) の書類の写し

3 第 1 項の認定申請書の提出をする個人は、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第 10 条第 3 項の規定の適用を受けようとする年の翌年 2 月 15 日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第 2 条 試験研究機関等の長等は、前条第 1 項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書 1 通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第 3 条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第 1 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第 4 条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第 2 条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定の取消し)

第 5 条 試験研究機関等の長等は、第 2 条の認定書の交付を受けた個人が第 1 条の規定による申請若しくは第 3 条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

様式 (第 1 条関係)

特別共同試験研究認定申請書 (共同試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



国の試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 9 項第 1 号に掲げる試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 7 項第 1 号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同して試験研究を行った試験研究所等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第 1 0 条第 3 項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 7 項第 1 号の規定により、認定します。

記 名 押 印

- (備考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 . 印のある欄は、記入しないこと。

別添3（国立試験研究機関等・委託研究・法人）

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第3号（平成15年6月17日官報第3629号）

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第20条第13項第2号又は第22条の23第13項第2号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

（認定申請書の提出）

- 第1条 研究交流促進法（昭和61年法律第57号）第2条第2項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の4に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、様式による認定申請書2通を租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第20条第13項第2号又は第22条の23第13項第2号に規定するところにより、試験研究機関の長又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請書1通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し
 - 二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第19項第4号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。）の書類の写し
- 3 第1項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第42条の4第3項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第3項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第2条 試験研究機関等の長等は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第3条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第1条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第4条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第2条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定の取消し）

第5条 試験研究機関等の長等は、第2条の認定書の交付を受けた法人等が第1条の規定による申請若しくは第3条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

様式 (第 1 条関係)

特別共同試験研究認定申請書 (委託試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



国の試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第 2 7 条の 4 第 1 9 項第 4 号又は第 3 9 条の 3 9 第 2 3 項に掲げる試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第 2 0 条第 1 3 項第 2 号又は第 2 2 条の 2 3 第 1 3 項第 2 号に規定する当該試験研究費に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託して試験研究を行った試験研究所等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第 4 2 条の 4 第 3 項の規定の適用を受けようとする事業年度又は第 6 8 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 2 0 条第 1 3 項第 2 号又は第 2 2 条の 2 3 第 1 3 項第 2 号の規定により、認定します。

記 名 押 印

- (備考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 . 印のある欄は、記入しないこと。

別添 4 (国立試験研究機関等・委託研究・個人)

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第4号(平成15年6月17日官報第3629号)

租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第2号に規定する試験研究機関等の長又は国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の認定に関する手続を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

(認定申請書の提出)

第1条 研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第2条第2項に規定する試験研究機関等(以下「試験研究機関等」という。)に委託して行う試験研究(以下「委託試験研究」という。)に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、様式による認定申請書2通を租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の6第7項第2号の規定するところにより、試験研究機関の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条の行政機関に置かれる地方支分部局の長(以下「試験研究機関等の長等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書1通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

一 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書(費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。)の写し

二 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の3第19項第4号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。)の書類の写し

3 第1項の認定申請書の提出をする個人は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第3項の規定の適用を受けようとする年の翌年2月15日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第2条 試験研究機関等の長等は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第3条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第1条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の試験研究機関等の長等に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第4条 試験研究機関等の長等は、前条の規定による届出があった場合において、第2条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定の取消し)

第5条 試験研究機関等の長等は、第2条の認定書の交付を受けた個人が第1条の規定による申請若しくは第3条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは届出を行い、又は同条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

様式 (第 1 条関係)

特別共同試験研究認定申請書 (委託試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



国の試験研究機関等に委託して行う租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 9 項第 4 号に規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 7 項第 2 号に規定する当該試験研究費に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託して試験研究を行った試験研究所等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第 1 0 条第 3 項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額 (円)	支出額 (円)	費用額 (円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額			円

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 7 項第 2 号の規定により、認定します。

記 名 押 印

- (備考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 . 印のある欄は、記入しないこと。

別添5（大学等・共同研究・法人）

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第5号（平成15年6月17日官報第3629号）

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の規定を実施するため、租税特別措置法施行令第27条の4第19項第3号又は第39条の39第23項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第20条第15項又は第22条の23第15項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

（認定申請書の提出）

- 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）としての対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）の認定及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第20条第15項又は第22条の23第15項に規定する試験研究費の額としての事業所管大臣の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の4に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、様式による認定申請書2通を事業所管大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請書1通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る共同試験研究の具体的内容について説明した書類
 - 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てられるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額）の積算内訳を記載した書類
 - 三 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
 - 四 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第11項第1号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。）の書類の写し
 - 五 当該申請に係る共同試験研究の成果を公表している場合には当該公表物の写し、未公表の場合には今後の公表予定を記載した書類
 - 六 共同試験研究先の大学等が発行する共同試験研究に係る支出報告・証明書
- 3 第1項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第42条の4第3項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第3項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第2条 事業所管大臣は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究が当該申請に係る共同試験研究の対象となる所管事業の技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであって、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第3条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第1条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を事業所管大臣に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第4条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第2条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定の取消し）

- 第5条 事業所管大臣は、第2条の認定書の交付を受けた法人等が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。
- 一 第1条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
 - 二 第3条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
 - 三 第3条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
 - 四 第3条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであると認めことができなくなったとき。
 - 五 第3条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

様式(第1条関係)

特別共同試験研究認定申請書(共同試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住所

申請者名



大学等と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の4第19項第3号又は第39条の39第23項に規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第20条第15項又は第22条の23第15項に規定する当該試験研究費に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同して試験研究を行った大学等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第3項の規定の適用を受けようとする事業年度又は第68条の9第3項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費目	契約額(円)	支出額(円)	費用額(円)
合計			
特別共同試験研究費の認定額			円

上記の申請については、租税特別措置法施行令第27条の4第19項第3号又は第39条の39第23項及び租税特別措置法施行規則第20条第15項又は第22条の23第15項の規定により、認定します。

記名押印

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 印のある欄は、記入しないこと。

別添 6 (大学等・共同研究・個人)

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 6 号 (平成 15 年 6 月 17 日官報第 3629 号)

租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 及び租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) の規定を実施するため、租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 9 項第 3 号に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 9 項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

(認定申請書の提出)

- 第 1 条 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法 (昭和 24 年法律第 150 号) 第 9 条の 2 第 1 項に規定する大学共同利用機関 (以下「大学等」という。) と共同して行う試験研究 (以下「共同試験研究」という。) としての対象となる技術に係る事業を所管する大臣 (以下「事業所管大臣」という。) の認定及び租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 5 条の 6 第 9 項に規定する試験研究費の額としての事業所管大臣の認定 (以下単に「認定」という。) を受けようとする個人は、様式による認定申請書 2 通を事業所管大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請書 1 通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る共同試験研究の具体的内容について説明した書類
 - 二 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人の当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額 (その試験研究費に充てられるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した額) の積算内訳を記載した書類
 - 三 当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し
 - 四 当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定 (租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 5 条の 3 第 1 4 項第 1 号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。) の書類の写し
 - 五 当該申請に係る共同試験研究の成果を公表している場合には当該公表物の写し、未公表の場合には今後の公表予定を記載した書類
 - 六 共同試験研究先の大学等が発行する共同試験研究に係る支出報告・証明書
- 3 第 1 項の認定申請書の提出は、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 10 第 3 項の規定の適用を受けようとする年の翌年 2 月 15 日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

- 第 2 条 事業所管大臣は、前条第 1 項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究が当該申請に係る共同試験研究の対象となる所管事業の技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであって、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書 1 通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

- 第 3 条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第 1 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

- 第 4 条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第 2 条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定の取消し)

- 第 5 条 事業所管大臣は、第 2 条の認定書の交付を受けた個人が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。
- 一 第 1 条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
 - 二 第 3 条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
 - 三 第 3 条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
 - 四 第 3 条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該共同試験研究が当該大学等との契約又は協定に基づき、研究員を当該大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うものであると認めことができなくなったとき。
 - 五 第 3 条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

様式(第1条関係)

特別共同試験研究認定申請書(共同試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



大学等と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第19項第3号に規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第5条の6第9項に規定する当該試験研究費に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同して試験研究を行った大学等の名称
2. 当該共同試験研究の課題
3. 当該共同試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第3項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額(円)	支出額(円)	費用額(円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第5条の3第19項第3号及び租税特別措置法施行規則第5条の6第9項の規定により、認定します。

記 名 押 印

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。

別添7（大学等・委託研究・法人）

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第7号（平成15年6月17日官報第3629号）

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の規定を実施するため、租税特別措置法施行令第27条の4第19項第5号又は第39条の39第23項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第20条第17項又は第22条の23第17項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成15年4月1日から適用する。

（認定申請書の提出）

- 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関（以下「大学等」という。）に委託して行う試験研究（以下「委託試験研究」という。）としての対象となる技術に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」）の認定及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第20条第17項又は第22条の23第17項に規定する試験研究費の額としての事業所管大臣の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の4に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、様式による認定申請書2通を事業所管大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の認定申請書1通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る委託試験研究の具体的内容について説明した書類
 - 二 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書（費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し
 - 三 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第11項第1号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。）の書類の写し
 - 四 委託先の大学が発行する受託試験研究に係る支出報告書
- 3 第1項の認定申請書を提出する法人等は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。（以下「法」という。））第42条の4第3項の規定の適用を受けようとする事業年度又は同法第68条の9第3項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第2条 事業所管大臣は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究が当該申請に係る委託試験研究の対象となる所管事業の技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定書の内容変更に係る届出）

第3条 前条の認定書の交付を受けた法人等は、当該認定書に記載された事項又は第1条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を事業所管大臣に届け出なければならない。

（変更届出に係る変更認定書の交付）

第4条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第2条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人等に交付するものとする。

（認定の取消し）

- 第5条 事業所管大臣は、第2条の認定書の交付を受けた法人等が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。
- 一 第1条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
 - 二 第3条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
 - 三 第3条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該委託試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
 - 四 第3条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認めことができなくなったとき。

様式(第1条関係)

特別共同試験研究認定申請書(委託試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



大学等に委託して行う租税特別措置法施行令第27条の4第19項第5号又は第39条の39第23項に規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第20条第17項又は第22条の23第17項に規定する当該試験研究費に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託して試験研究を行った大学等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第42条の4第3項の規定の適用を受けようとする事業年度又は第68条の9第3項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の開始年月日及び終了年月日
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額(円)	支出額(円)	費用額(円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第27条の4第19項第5号又は第39条の39第23項及び租税特別措置法施行規則第20条第17項又は第22条の23第17項の規定により、認定します。

記 名 押 印

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2. 印のある欄は、記入しないこと。

別添 8 (大学等・委託研究・個人)

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 8 号 (平成15年6月17日官報第3629号)

租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 及び租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) の規定を実施するため、租税特別措置法施行令第 5 条の 3 第 1 9 項第 5 号に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定及び租税特別措置法施行規則第 5 条の 6 第 1 1 項に規定する試験研究の対象となる技術に係る事業を所管する大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

(認定申請書の提出)

第 1 条 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 1 条に規定する大学若しくは高等専門学校又は国立学校設置法 (昭和24年法律第150号) 第 9 条の 2 第 1 項に規定する大学共同利用機関 (以下「大学等」という。) に委託して行う試験研究 (以下「委託試験研究」という。) としての対象となる技術に係る事業を所管する大臣 (以下「事業所管大臣」という。) の認定及び租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号) 第 5 条の 6 第 1 1 項に規定する試験研究費の額としての事業所管大臣の認定 (以下単に「認定」という。) を受けようとする個人は、様式による認定申請書 2 通を事業所管大臣に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書 1 通には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る委託試験研究の具体的内容について説明した書類
- 二 委託先から提出された研究終了時における当該申請に係る委託試験研究の報告書 (費用の金額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。) の写し
- 三 当該申請に係る委託試験研究の契約又は協定 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第 5 条の 3 第 1 9 項第 4 号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。) の書類の写し
- 四 委託先の大学が発行する受託試験研究に係る支出報告書

3 第 1 項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第 1 0 条第 3 項の規定の適用を受けようとする年の翌年 2 月 1 5 日までに申請書を提出しなければならない。ただし、事業所管大臣が提出遅滞につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第 2 条 事業所管大臣は、前条第 1 項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究が当該申請に係る委託試験研究の対象となる所管事業の技術の水準の向上に著しく寄与するものであり、かつ、当該申請に係る試験研究費の額が当該委託試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書 1 通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定書の内容変更に係る届出)

第 3 条 前条の認定書の交付を受けた個人は、当該認定書に記載された事項又は第 1 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を申請先の事業所管大臣に届け出なければならない。

(変更届出に係る変更認定書の交付)

第 4 条 事業所管大臣は、前条の規定による届出があった場合において、第 2 条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該個人に交付するものとする。

(認定の取消し)

第 5 条 事業所管大臣は、第 2 条の認定書の交付を受けた個人が次の各号に該当するときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

- 一 第 1 条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき。
- 二 第 3 条の規定による届出を怠ったとき、又は同条の規定による届出に際して虚偽の届出を行ったとき。
- 三 第 3 条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該委託試験研究が所管事業の対象でなくなったとき。
- 四 第 3 条の規定による届出があった場合において、当該変更によって当該試験研究費の額が適正であると認められなくなったとき。

様式(第1条関係)

特別共同試験研究認定申請書(委託試験研究)

殿

申請年月日	
認定年月日	
認定番号	

住 所

申請者名



大学等に委託同して行う租税特別措置法施行令第5条の3第19項第5号に規定する試験研究であることの認定及び租税特別措置法施行規則第5条の6第11項に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 委託して試験研究を行った大学等の名称
2. 当該委託試験研究の課題
3. 当該委託試験研究の実施期間
4. 租税特別措置法第10条第3項の規定の適用を受けようとする年
5. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額(円)	支出額(円)	費用額(円)
合 計			
特別共同試験研究費の認定額		円	

上記の申請については、租税特別措置法施行令第5条の3第19項第5号及び租税特別措置法施行規則第5条の6第11項の規定により、認定します。

記 名 押 印

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 印のある欄は、記入しないこと。